令和6年6月14日改定

釜石市教育情報セキュリティポリシー 改定支援業務委託 プロポーザル実施要領(案)

令和6年6月

釜石市 教育委員会事務局 学校教育課

1. 目的

この要領は、教育情報セキュリティポリシー改定支援業務について、実績のある事業者から最新の知識と技術、さらに豊富な経験に基づく企画の提案を受けることが可能な公募型プロボーザル方式により、本業務の意義や役割を理解し、小中学校におけるセキュリティ確保を図ることができる事業者の選定を行う。

2. 一般事項

- (1) 名 称 教育情報セキュリティポリシー改定支援業務プロポーザル
- (2) 主 催 者 釜石市教育委員会事務局
- (3) 趣 旨 当該業務に係る業務契約候補者の選定に必要な提案書の提出を求める。
- (4) 選定方法 公募型プロポーザル方式とし、主催者が別に定める審査会で選定する。
- (5) 事務局 釜石市教育委員会事務局 学校教育課

〒026-8686 岩手県釜石市只越町 3-9-13 釜石市役所第 5 庁舎 2 階

TEL 0193-22-8833 (担当 小林)

FAX 0193-22-3633

E-mail kobayashi2206@city.kamaishi.iwate.jp

(6) 公表方法 本委託事業に関する要領等の資料は、釜石市のホームページからダウン ロードすること。

URL https://www.city.kamaishi.iwate.jp

※釜石市トップページ → 「組織」 → 「教育委員会」

- → 「学校教育課」 → 「学務係」
- (7) 公表書類 プロポーザル実施要領、仕様書、関係書類 ほか
- (8) 提案上限額 1,254,000 円 (税込)

3. 審査・選定

業務契約候補者の審査・選定は以下の方法で行う。

(1) 選定方法

事業者の選考に当たっては、教育情報セキュリティポリシー改定支援業務委託プロポーザル審査会(以下、「審査会」という。)により業務契約候補者等を選定する。 その後、業務契約候補者と仕様書及び提案書の内容について協議し、双方合意により当該業務の契約の締結予定者を決定する。

(2) 審査方法

業務提案書、プレゼンテーション及び見積金額等による総合評価方式 ※プロポーザル参加者が1業者である場合においても、上記方式による評価を行う ものとする。なお、選定の結果、提案が一定の基準に満たないと判断されたときは、 委託予定事業者の選定を行わないこともある。

(3) プレゼンテーション要領

プレゼンテーションは、次の要領で参加事業者毎ごとに実施する。

① 参加人数

プレゼンテーションへの参加人数は、業務提案書の内容を熟知している4名までと する。

② 日時及び場所

プレゼンテーション参加要請書により通知する。

② 実施時間

1参加事業者あたり「プレゼンテーション最大 15分」「ヒアリング最大 10分」として実施する。また、準備・撤収に係る時間は含まない。

④ 実施方法

自由形式とする。希望する参加事業者は、パワーポイント等を用いて行うことができる。また、プロジェクター及びスクリーンについては、当市において準備をする。

(4)評価基準

審査における評価項目と配点は以下のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点※
提案内容の的確性	・実施要領を踏まえ、明確かつ具体的に提	
	案されているか	
	・業務を効果的・効率的に実施するための	25 点
	提案がされているか	20 点
	・小中学校のセキュリティ確保に資するポ	
	リシー策定を目指した提案となっているか	
業務の遂行能力	・情報セキュリティに関する最新の専門知	
	識や国や自治体の動向に関する広い知見を	25 点
	有しているか。	29 点
	・本業務と同種・類似業務の実績があるか。	
提案内容の実現性	・実施方法は具体的で実現性があるか。	
	・資格者の配置や従事者数等、業務体制は	0 F /F
	適切で実現性があるか	25 点
	・スケジュールは適切で実現性があるか	
その他	・その他本市にとって有益な提案がされて	90 F
	いるか	20 点
見積書	①仕様内容、提案内容との整合性	F 15
	(最安提案額÷提案額) × (配点)	5 点

[※]審査会の委員1名当たりの配点。

(5) 審査結果等の発表

審査結果等については、令和6年7月10日(水)に提案者へ通知するほか、事務局にて公表する。

(6) 審査会

ア 名 称 教育情報セキュリティポリシー改定支援業務委託 プロポーザル審査委員会

イ 審査委員 4人

4. 参加資格要件

参加者は、単独企業又は業務を共同連帯し受託するため2社以上の者を構成員として 結成された共同企業体によるものとし、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。共 同企業体については、その構成員が共同企業体に関する協定を結ぶこととする。

- (1) 令和5・6・7年度釜石市物品購入等競争入札参加資格者名簿登録業者であること。
- (2) 釜石市競争入札参加資格停止措置に関する要網による指名停止を受けていないこと。 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しな い者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等の 適用を申請した者にあっては、同法の規定に基づき更正又は再生手続き開始決定がな されていること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 「教育情報セキュリティポリシー改定支援業務委託仕様書」の業務内容を確実に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (6) 情報セキュリティを十分理解し、その円滑な運用に協力できること。
- (7) 本業務内で取り扱う情報のデータ管理の観点から、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) を取得していること。
- (8) 公告の日現在において、岩手県内に本社、支店、営業所のいずれかを有すること。
- (9) 3 年以内に自治体から指名停止の措置を受けていない者であること。 (基準日 令和6年4月1日)

5. 手 続 等

(1) 質疑応答

本プロポーザルの参加申込書及び提出書類等についての質問は、「質問書」(様式2号)により提出すること。

- ア 提出場所 事務局
- イ 期 間 令和6年5月29日(水)から令和6年6月12日(水)正午まで
- ウ 提出方法 電子メールにより提出することとし、必ず電話にて受信確認を行うこととする。ただし、本市は電子メールの送受信に起因するトラブルについては一切の責任を負わないものとする。
- エ 回 答 令和6年6月14日(金)まで釜石市のホームページにより公表する。 なお、質問事項の内容により回答できない場合がある。

(2) 参加申込

本プロポーザルに参加を申込する者は、別添「提出書類作成要領」に従い、「参加申込書(兼参加資格誓約書)」(様式第1号)を作成すること。

- ア 提出場所 事務局
- イ 期 間 令和6年5月29日(水)から令和6年6月19日(水)正午まで
- ウ 提出方法 持参または郵送とする。郵送の場合は、期限までに到着したものに限る。(配達証明付郵便等、発送者が到着時刻を確認できるものに限る) ただし、本市は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。
- エ 結果通知 令和6年6月21日(金)までに参加資格結果について通知を郵送する。

(3) 提案書等

本プロポーザルの提案者は、別添「提出書類作成要領」に従い、提案書(様式第3号)及び見積書(様式第4号)を提出すること。

- ア 提出場所 事務局
- イ 期 間 令和6年5月29日(水)から令和6年6月28日(金)正午まで
- ウ 提出方法 持参または郵送とする。郵送の場合は、期限までに到着したものに限る。(配達証明付郵便等、発送者が到着時刻を確認できるものに限る) ただし、本市は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。
- エ 提案数 1事業者につき1提案とする。
- オ 提出部数等 別添「提出書類作成要領」のとおり。

6. 業務契約者の決定、業務開始までの日程

公告	令和6年5月29日
質問書の受付	令和6年5月29日~令和6年6月12日正午まで
質問書の回答	令和6年6月14日
参加申込書の受付期間	令和6年5月29日~令和6年6月19日正午まで
参加申込結果の通知	令和6年6月21日
提案書の受付期間	令和6年5月29日~令和6年6月28日正午まで
業務提案書プレゼンテーション	令和6年7月4日
業務契約候補者の決定通知	令和6年7月10日
業務契約候補者との協議・調整	令和6年7月中旬
契約の締結 (予定)	令和6年7月中旬
業務開始	契約締結から

[※]日程については変更となる場合がある。

7. 運営業務委託

(1) 運営業務委託契約

「3.審査・選定」による業務契約候補者と随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)する。業務契約候補者との契約が成立しない場合は、次点以降の提案者と順次交渉を行う。

(2) 業務概要

ア 業務名 教育情報セキュリティポリシー改定支援委託

イ 業務内容 教育情報セキュリティポリシー改定支援等 (業務委託仕様書のとおり)

ウ 業務期間 契約締結 から令和7年3月31日まで

8. 著作権及び提出図書等の取扱い

(1) 著作権

提出された提案書の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとする。

(2) 提案書等の取扱い

市は本プロポーザルに関する公表及びその他市が必要と認めるときに、提案書を無償で使用できるものとする。

9. 経費の負担

提案者が本プロポーザルに要したすべての経費は、提案者の負担とする。

10. 留意事項

- (1) 次のいずれかに該当したときは、失格となる場合がある。
 - ア 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合。
 - イ 提出書類に虚偽の記載をした場合。
 - ウ 見積提示額が提案上限額を超過した場合。
 - エ この要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は事務局等関係者にプロポーザルに対する援助を直接、間接を問わず求めた場合。
 - オ 提案書の提出時から契約締結までの期間に、本市の入札参加資格停止措置を受けた場合
 - カ 提案書の提出時から契約締結までの期間に、会社更生法の適用を受けるなど、 本業務の履行が困難と認められる状態に至った場合。
 - キ その他主催者または審査会が不適格と認める場合。
- (2) 提案者は、参加申込書の提出をもって、この実施要領や関連仕様書その他この契約 に関する事項すべてを承諾したものとみなす。
- (3) 事務局が受理した提出書類の差し替え、修正、再提出は認めない。

11. その他

- (1) 市は、8. (2)を除き、提出書類を無断で使用しないものとする。ただし、本件に係る情報公開請求があった場合には、釜石市情報公開条例(昭和63年条例第22号)に基づき提出書類を公開することがある。
- (2) 市は、業務契約候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、提出書類の複製を作成することがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、 日本の標準時間及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- (5) 提案者は、本プロポーザルで知り得た情報等を、事務局の許可なく第三者へ提供してはならない。